

重要

ごみ処理施設利用の皆様へのお知らせ

令和5年4月1日から、ごみの持込みをする場合は**【事前予約】****が必要になります。**

近年、西白河地方クリーンセンター及びリサイクルプラザにごみを持ち込まれる方が大変多く、混雑時には搬入車両の列が隣接する県道まで続き、追突事故の発生が危惧されております。

また、クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、今後大規模な改良工事を予定しており、工事期間中は、ごみの受入量（焼却量）の制限が必要になるとともに、安全対策のため、ごみの搬入車両台数の制限が必要になります。

このため、**令和5年4月1日からのごみ持込みについては事前予約制といたします**ので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【施設利用の事前予約】 予約が必要となる方

一般のごみ（家庭ごみ、事業所からの一般廃棄物）を持ち込まれる方が対象となります。

※白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村以外から発生したごみ、産業廃棄物は持ち込むことはできません。

 予約が必要となる施設

西白河地方クリーンセンター（焼却施設）……………燃えるごみ

西白河地方リサイクルプラザ（資源化施設）……………燃えないごみ・資源物

 施設利用について

①計量所で予約者の本人確認を行いますので、運転免許証等の本人確認ができる書類をご持参ください。

②ごみ処理手数料は、右表のとおり徴収いたします。

なお、指定ごみ袋で搬入した場合でも有料となりますのでご注意ください。

種別		最初の 10kgまで	以後 10kgごと
一般系	可燃	80円	80円
	不燃	90円	90円
事業系	可燃	95円	95円
	不燃	110円	110円

【粗大ごみ戸別収集の申込み】

粗大ごみ戸別収集の申込みについては、これまで市町村担当課の窓口で受け付けを行っていましたが、施設利用と同じくインターネットまたは電話での受付となります。

【予約及び申込みの方法】

インターネット：組合ホームページをご確認ください。

<https://www.shirakawa.jp/>

電話：0248-21-6234

平日9:00～16:00（12:00～13:00を除く）

※予約開始まで電話はご遠慮ください。

【予約時の基本確認事項】

- ①氏名、住所、連絡先
- ②持込みに使用される車両の種類
- ③搬入希望日時
- ④持込みを予定しているごみの種類 など

**【予約の開始時期】**

令和5年3月15日（水）9：00から開始します。

[問い合わせ先] 白河地方広域市町村圏整備組合
事務局衛生課 電話 0248-28-3558